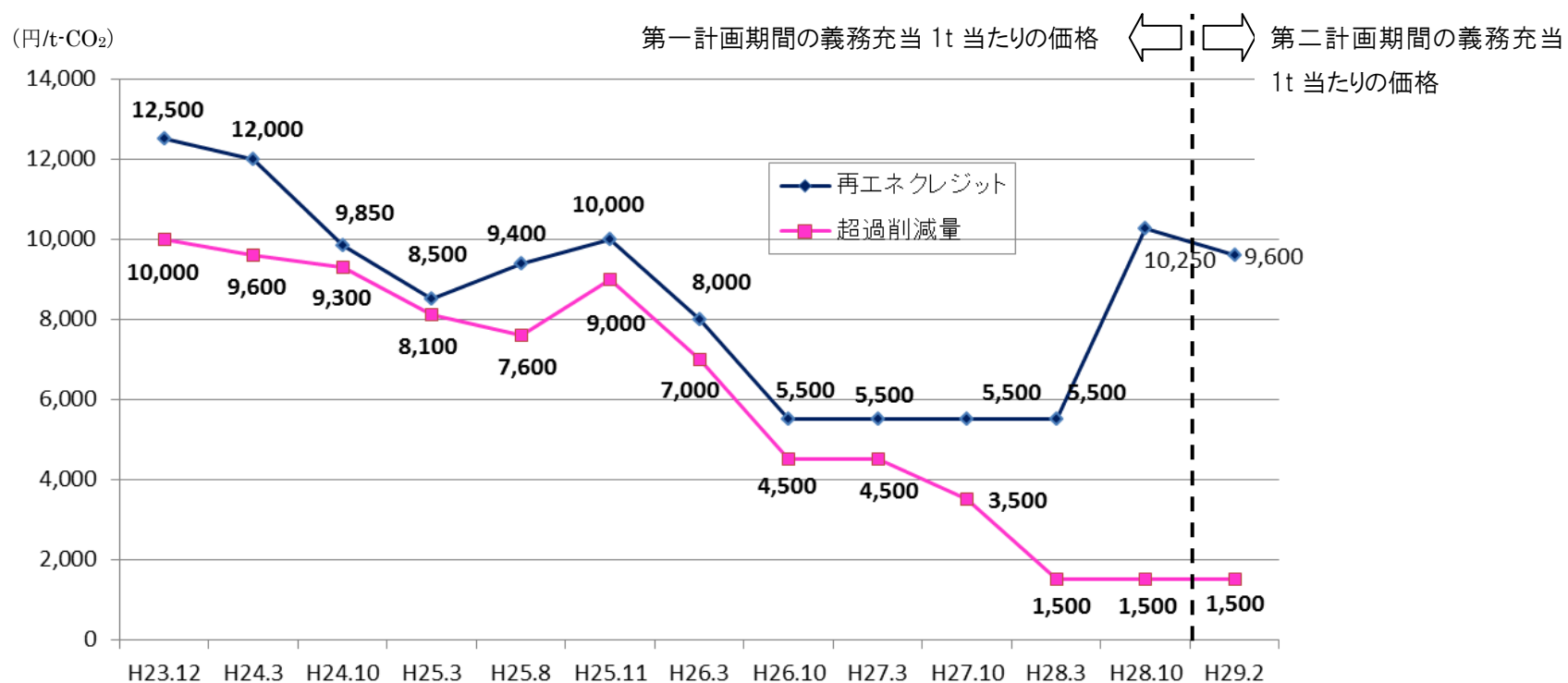


取引価格の査定結果推移

(査定価格の対象となる標準的な取引の条件)

- ・点線の左側は第一計画期間の義務充当 1 t-CO₂ 当たりのクレジットの価格、右側は第二計画期間の義務充当 1 t-CO₂ 当たりのクレジットの価格
- ・100t-CO₂ 以上 1,000t-CO₂ 未満(相当)のロットかつ約定から 30 日以内に受渡しと決済を行う取引。この先 1 ヶ月以内に約定されることを想定。

査定価格は買い手となる制度対象事業者が支払う価格。



(査定主体 アーガス・メディア・リミテッド)

※価格査定とは、調査員による市場参加者を対象にした取材によって収集された情報を基に、査定者が「標準的な取引」の価格を推定することを指す。実際の取引価格の統計ではなく、適正な取引価格を決定するものでもない。